

豊中市空気調和機器更新工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)」に規定する住宅の騒音防止工事の補助を受けて設置した住宅の空気調和機器について、関西エアポート株式会社(以下「会社」という。)の定める「大阪国際空港住宅騒音防止対策助成金交付規程(平成28年1月20日規程第65号)」(以下「会社の定める助成金交付規程」という。)に基づき、更新工事①、更新工事②、更新工事③及び更新工事④を行う場合に、当該工事に係る住民の支出の軽減を図り、もって屋内環境の保持に資するため、予算の範囲内において、当該工事費(換気装置及びレンジ用換気装置に係るものを除く。)の一部を補助することについて必要な事項を定めることを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号)及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付対象者は、会社の定める助成金交付規程第5条に基づく空気調和機器の更新工事①、更新工事②、更新工事③及び更新工事④に係る助成金(換気装置及びレンジ用換気装置に係るものを除く。)の適用を受ける者とする。

(補助金の額)

第3条 更新工事①、更新工事②、更新工事③及び更新工事④に対する補助金の額は、次の各場合に応じ、それぞれに掲げる額とする。ただし、これによりがたい場合は、その都度市長が定めるものとする。

(1) 冷暖房機の標準工事に対する工事費(以下本号において「工事費」という。)の場合

ア 工事費の額が、会社の定める助成金交付規程に基づく定率限度額(以下「定率限度額」という。)以下の場合、又は定率限度額を超え会社の定める助成金交付規程に基づく基準額(以下「基準額」という。)以下の場合

(ア) 更新工事①については、工事費の額に100分の30を乗じて得た額

(イ) 更新工事②については、工事費の額に100分の35を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

(ウ) 更新工事③及び更新工事④については、工事費の額に100分の40を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

イ 工事費の額が基準額を超える場合

(ア) 更新工事①については、基準額に100分の30を乗じて得た額

(イ) 更新工事②については、基準額に100分の35を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

(ウ) 更新工事③及び更新工事④については、基準額に100分の40を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

(2) 会社の定める助成金交付規程に基づく付帯工事が生じた場合

ア 会社の定める助成金交付規程に基づく付帯工事額（以下「付帯工事額」という。）
以下の場合

(ア) 更新工事①については、実際に要した付帯工事の額から付帯工事額に100分の70を乗じて得た額を差し引いた額

(イ) 更新工事②については、実際に要した付帯工事の額から付帯工事額に100分の65を乗じて得た額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額

(ウ) 更新工事③及び更新工事④については、実際に要した付帯工事の額から付帯工事額に100分の60を乗じて得た額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額

イ 付帯工事額を超える場合

(ア) 更新工事①については、付帯工事額に100分の30を乗じて得た額

(イ) 更新工事②については、付帯工事額に100分の35を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

(ウ) 更新工事③及び更新工事④については、付帯工事額に100分の40を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

(3) 会社の定める助成金交付規程に基づく設計を伴う場合等特別の事情から冷暖房機の工事費と付帯工事費の合計額（以下本号において「工事費の額」という。）が、冷暖房機の基準額と付帯工事額の合計額を超える場合

工事費の額から冷暖房機の基準額と付帯工事額を差し引いた額に、更新工事①については100分の30を乗じて得た額、更新工事②については100分の35を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額、更新工事③及び更新工事④については100分の40を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額と第1号イ及び第2号イに掲げる額との合計額

(交付申込み)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、空気調和機器更新工事補助金交付申込書（様式第1号）に会社が発行する更新工事助成金交付決定及び確定額のお知らせ（以下「お知らせ」という。）の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項のお知らせの写しについては、会社が発行する工事費・設計監理費実績報告内訳書が市長宛てに直接送付された場合にあっては、添える必要はないものとする。

(交付決定及び額の確定とその通知)

第5条 市長は前条の規定により補助金の交付申込みがあったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長が補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定及び額を確定し、空気調和機器更新工事補助金交付決定兼確定額通知書（様式第2号）により通知する。

(交付決定及び額の確定の取消し及び補助金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為により、前条第2項に規定する補助金の交付決定及び額の確定を受けた者があるときは、その者に対する補助金の交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により、交付決定及び額の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させることができる。

(請求及び交付時期)

第7条 補助金の請求については、第4条第1項の規定による交付申込みと同時になされたものとみなし、交付決定及び額の確定をした場合速やかに交付するものとする。

(支払の方法)

第8条 補助金は、第5条第2項に規定する交付決定を受けた者の指定する補助金振込先へ支払うものとする。

(指示及び検査)

第9条 市長が、補助金に係る予算の適正な執行を期するため補助金の交付を受けた者に対して行う指示及び検査については、会社が工事完了後に実施する審査等をもってこれにあてるものとする。

附 則

1 平成2年11月1日施行の「空気調和機器機能回復工事住民負担額補助要綱」及び平成11年6月1日施行の「空気調和機器機能回復工事再更新住民負担額補助要綱」は、廃止する。

2 この要綱の施行の日前までに工事の竣工した対象者で、補助金未申込み者については、なお従前の例による。

附 則(平成15年6月1日一部改正)

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日一部改正)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月1日一部改正)

1 この要綱は、平成22年7月1日から実施し、平成22年度に支給する補助金から適用する。

2 平成21年12月1日から平成22年6月30日までの間に、国の定める住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱(昭和49年9月30日空騒第177号制定)の規定に基づき、交付申込みをした者は、この要綱による改正後の豊中市空気調和機器更新工事補助金交付要綱第4条の規定により交付申込みをした者とみなす。

附 則(平成22年8月2日一部改正)

この要綱は、平成22年8月2日から実施する。

附 則(平成24年7月27日一部改正)

- 1 この要綱は、平成24年7月27日から実施する。
- 2 平成24年3月1日から平成24年6月30日までの間に、国の定める住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱(昭和49年9月30日空騒第177号制定。)の規定に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構に交付申込みをした者のうち、平成24年7月27日以降、この要綱による改正後の豊中市空気調和機器更新工事補助金交付要綱第4条第2項の規定により、会社が発行する工事費・設計監理費実績報告内訳書が市長宛てに直接送付されたものは、補助金請求・受領に関する一切の権限を新関西国際空港株式会社代表取締役社長及び新関西国際空港株式会社伊丹空港本部長に委任したものとみなす。

附 則(平成28年3月31日一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則(平成30年5月14日一部改正)

- 1 この要綱は、平成30年5月14日から実施し、平成30年度に支給する補助金から適用する。
- 2 平成29年12月1日から平成30年5月13日までの間に、補助金の交付申込みをした者は、第4条第1項に規定する新様式により交付申込みをした者とみなす。

附 則(令和元年9月9日一部改正)

この要綱は、令和元年9月9日から実施する。

附 則(令和3年1月1日一部改正)

この要綱は、令和3年1月1日から実施し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則(令和3年4月1日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則(令和4年4月1日一部改正)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則(令和4年8月22日一部改正)

この要綱は、令和4年8月22日から実施する。

附 則(令和4年10月1日一部改正)

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則(令和7年4月1日一部改正)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則(令和8年7月1日一部改正)

この要綱は、令和8年7月1日から実施する。

(様式第1号)

年度空気調和機器更新工事補助金交付申込書

年 月 日

豊中市長

申込者 住所：.....
氏名：.....
電話：.....

豊中市空気調和機器更新工事補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申込みます。
なお、私が更新工事住民基本負担額の負担者に相違ありません。

記

- 1. 申込金額：豊中市空気調和機器更新工事補助金交付要綱第3条に定める額
- 2. 補助金の振込先：

金融機関名	店名 または記号	預金 種類	口座番号							口座名義	
		☐ 普通 ☐ 当座								フリ ガナ	
										漢字	

以下、申込者と居住者が異なる場合のみ記入

- 3. 住宅の所在地：豊中市.....
(住宅名・部屋番号：.....)
- 4. 居住者氏名：.....

(様式第 2 号)

豊活空第 号
年 月 日

様

豊中市長

年度空気調和機器更新工事補助金交付決定兼確定額通知書

申し込みのありました 年度空気調和機器更新工事補助金について、下記の
とおり交付決定及び額を確定しましたので、豊中市空気調和機器更新工事補助金交
付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 対象住宅所在地

2. 補助金の額 金 円

3. 振込予定日 年 月 日